

.....

日本放送協会 理事会議事録

(2022年10月11日開催分)

2022年10月28日(金)公表

.....

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

2022年10月11日(火) 午前10時30分～11時10分

<出席者>

前田会長、正籬副会長、林専務理事、板野専務理事
小池専務理事、伊藤専務理事、児玉理事・技師長、中嶋理事、
熊埜御堂理事、山内理事、安保理事、山名理事
大草監査委員

<場所>

放送センター役員会議室

<議事>

前田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 経営計画の修正について
- (2) 職務権限事項の改正について
- (3) インターネット活用業務実施基準の変更について
- (4) 放送法改正等に伴う日本放送協会放送受信規約の一部変更について
- (5) 「ITマネジメント委員会規程」および「情報システムの開発プ

プロジェクトに関する運営規程」の改正について

2 報告事項

- (1) 放送技術審議会委員の委嘱について
- (2) 考査報告
- (3) 放送番組審議会議事録

3 審議事項

- (6) 第1409回経営委員会付議事項について

議事経過

1 審議事項

- (1) 経営計画の修正について
(経営企画局)

「NHK経営計画（2021－2023年度）」（以下、「現経営計画」）については、計画内容実現の見通しが立ったことを踏まえ、これまでの理事会で、経営計画の修正における新たな柱の考え方、収支の考え方などについて説明しました。本日は、2023年度に予定している衛星1波削減と値下げ後の受信料額・収支計画等についてご説明します。

スリムで強靱な「新しいNHK」への変革を目指す現経営計画は順調に進捗しており、2023年度の受信料の値下げと衛星1波削減という公約については達成できる見通しが立ちましたので、公約通り計画を修正したいと考えています。修正経営計画の重点事項としては、現経営計画で掲げているスリムで強靱な「新しいNHK」への変革を目指す方針は堅持したうえで「新しい“安全・安心”の追求」と「新しい“あまねく”の追求」の2点に注力し、これまでの方針の進化・深化を進めたいと考えています。

これらを実現する構造改革の方向性について、まず、「新しい“安全・安心”の追求」としては、「経済安全保障を見据えた信頼できる情

報の確保、情報空間維持への貢献」と「信頼されかつ魅力あるコンテンツの強化、コンテンツ産業の底上げ、オールIP時代対応」の2つを掲げています。次に、「新しい“あまねく”の追求」については、「地域、二元体制の維持」「レジリエンス、高度なリスクマネジメント、いっそうの生産性向上」の2つを掲げています。

続いて“還元”のあり方について説明します。前回の経営委員会で、受信料値下げについて、「地上波も下げるべきではないか」、あるいは「地上を値下げせず衛星だけとなると、説明が難しいのではないか」といったご意見をいただきました。営業改革については、「中長期のシミュレーションにおいては、出入りの改善状況チェックが不可欠」といったご意見、コンテンツ強化については「もう少し具体的で丁寧な説明が必要なのではないか」といったご意見、今後の投資については、「還元原資700億円のほかに、改正放送法も踏まえ、二元体制の維持、リスク対応等で使っていくものと理解したが、具体的な見通しはどうなっているのか」ということや、最終収支についても、「一時的ではなく、恒常的な還元を行う場合、足元のインフレを見ても、この先3年程度の収支をしっかりと見極める必要があるのではないか」といったご意見をいただきました。

NHKの世論調査によると、受信料値下げの原資を用意できる見込みになったことについて、受信料支払者の7割強が評価しています。“還元”の基本的な考え方としては、地上波については、2つの柱の強化を含む将来に向けた投資とともに料額でも還元を行います。衛星波については、コンテンツ強化を行いつつ、料額でも還元を行います。

料額による還元については、“公約”である、還元のための原資700億円を確保できたこと、衛星1波の削減をすること、インフレ等も相まって少しでも値下げをしてほしいとの視聴者・国民の要望が強いこと、経営委員会における値下げ等のご意見を踏まえ、今後の構造改革を拡大し、6,000億円を下回る、より「スリムで強靱な」事業規模とするとともに、剰余金の大幅な活用に踏み込むことで、「衛星契約、地上契約の料額をそれぞれ1割値下げ」、「経済的に厳しい学生への免除を拡大」を行いたいと考えています。具体的には、衛星契約で月額22

0円、地上契約で月額125円の値下げを行います。最大で衛星契約で年間3,240円、地上契約で年間2,100円の値下げになります。また、学生免除については適用対象を拡大し、一人暮らしの学生については原則免除になるようにしたいと考えています。

また、収支に関しては、電力料金値上げや資材価格の上昇などインフレ傾向の収支への影響を踏まえたコスト増を見込み、収支を見極める必要があります。

剰余金については、NHKの世論調査によると、受信料支払者の過半数が将来的な視聴者の負担軽減に使うべきと回答していることを受け、放送ネットワークインフラのコスト低減に向けた投資と情報空間の健全性確保に向けた投資を行います。これらは総務省有識者会議で示された方向性と合致するもので、将来的な視聴者の負担軽減になるものと考えています。

衛星波は2024年3月末に、2Kのうち1波を停波します。2023年12月に番組改定を行い、「新BS4K（仮称）」と「新BS2K（仮称）」をスタートさせるとともに、番組改定後、BSプレミアムは衛星波削減の周知等を画面上で行うなど、削減の円滑な実施に取り組むことにしたいと考えています。

衛星波削減をふまえたサービスプランとしては、地上波で「安全・安心」「あまねく」を達成すべく投資し、全ての国民に信頼できる情報を確実に提供し続けます。その一方で、「新BS2K」でライブ感を重視した機動的な編成、「新BS4K」で世界に通用する多彩なコンテンツ・高精細クオリティの提供を行い、衛星波において地上波で味わえない新たな価値の創造を目指します。

最後に収支計画案を説明します。今回は2023年度の収支のみを変更することとなります。2023年10月からの値下げを反映すると事業収入は450億円程度の減収となる見込みです。事業収支差金のマイナス280億円は、剰余金から充当することで解消します。2024年度以降の収支については、今回の受信料値下げにより、事業規模を大幅に見直します。事業支出は、2027年度で6,000億円を割るところまで縮減するものと想定しています。2027年度の収支均衡を目指

し、支出規模を段階的に縮減していきますが、この間の収支差を解消するために剰余金を事業支出のマイナスに充当していく計画です。剰余金のうち1,500億円は、値下げによる収入の不足に充てていきます。その他の剰余金については、改正放送法で求められる民放協力努力義務への対応やリスク対応等、将来的な視聴者の負担軽減に向けた先行投資へ充てることを想定しています。放送ネットワークインフラのコスト低減に向けた投資など、今後とも必要とされる“放送機能”全体を支えるために約600億円を充て、災害時等の視聴者負担の増加抑止、財政安定化のために少なくとも500億円程度確保したいと考えています。

以上のような考え方をもとに、経営計画の修正を行いたいと考えています。

意見募集に付す法定資料については、経営計画の修正本編である「NHK経営計画（2021－2023年度）の修正案について」、収支の見通しとは別に、算定根拠として経営計画に添付されることが求められている「NHK経営計画における受信料及び収支の見通しの算定根拠等（案）について」、今回の経営計画の修正をわかりやすく説明した「新しいNHKらしさの追求 NHK経営計画（2021－2023年度）修正（案）について（説明資料）」の3点です。

本件が了承されれば、本日開催の第1409回経営委員会に諮ります。

（会長） ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日開催の第1409回経営委員会に諮ります。

（2）職務権限事項の改正について

（経営企画局）

組織改正等に伴う職務権限事項の改正について、審議をお願いします。

主に対象となる組織は5つです。

1点目は、リスクマネジメント室について、リスク管理体制の一元化を図る組織改正に沿って職務権限事項を移行・再整理した上で、一部見

直しています。

2点目は、情報公開センターについて、情報公開・個人情報保護センターから役割が変わることに合わせて職務権限事項を改正しています。

3点目は、経営企画局について、技術戦略室、デジタル業務改革室を局内に新設するのに伴う職務権限事項の変更です。

4点目は、総務局について、組織改正にともない、ファシリティマネジメントを推進する職務権限を設定するとともに、新放送センター移転に関する職務を明確化しています。

5点目は、技術局について、局内の組織改正および経営企画局技術戦略室の新設にともない、職務権限事項を見直しています。

その他、今回の組織改正に伴い、視聴者局、メディア総局メディア戦略本部、放送技術研究所および各局・各部の共通管理事項などの職務権限事項を一部変更しています。

今回の改正の実施時期は2022年11月1日です。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(3) インターネット活用業務実施基準の変更について

(伊藤専務理事)

インターネット活用業務実施基準（以下、「実施基準」）の変更について、審議をお願いします。

放送法が改正され、10月1日に施行されたことに伴い、実施基準のうち放送法に言及する条文の一部について、形式的な変更が必要となりました。具体的には、実施基準の第1条にある放送法の「第20条第9項」を「第10項」に改めます。また、第4条にある放送法の「第20条第10項」を「第11項」に改めるほか、受信契約の締結義務を定めた放送法の第64条第1項の改正に伴い、用語を改めます。

実施基準の変更の施行日については、放送法とのずれをすみやかに解消するため、「総務大臣の認可を受けた日」とします。

また、実施基準については、すでに総務大臣に認可申請中の案がありますが、今回説明した形式的な変更について、先に認可され、施行され

た場合、認可申請中の案の一部を修正する必要があります。その場合、すみやかに所要の修正手続きを行います。

実施基準については、経営委員会で議決する際には意見募集を行うこととされていますが、放送法の改正にあわせて放送法施行規則が改正され、形式的な変更については意見募集が不要となりました。今回の変更は形式的な変更の議決に該当するため、意見募集の実施は不要となります。

本件が了承されれば、本日開催の第1409回経営委員会に諮り、議決が得られれば、総務大臣に認可を申請します。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日開催の第1409回経営委員会に諮ります。

(4) 放送法改正等に伴う日本放送協会放送受信規約の一部変更について

(視聴者局)

放送法改正等に伴う日本放送協会放送受信規約（以下、「受信規約」）の一部変更について、審議をお願いします。

2022年10月に受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度の整備を含む改正放送法が施行され、あわせて受信契約の条項に定める事項などを規定する総務省令が改正されました。そのため、今回、受信規約に放送受信契約の申込み期限を新たに規定するとともに、割増金に関する事項など、法令の改正に対応するために必要な変更を行います。また、支払い手段の多様化への対応や個人情報保護法の改正に伴う告示の変更等、必要な規定の変更を行います。

まず、割増金に関連する変更についてです。

受信規約の第3条において、受信契約の申込み期限を、現行の受信規約で「遅滞なく」とされていることとの整合性等から「受信機の設置の月の翌々月の末日まで」と規定します。第12条において、割増金は事由に該当する場合に一律に請求するのではなく、個別事情を総合勘案しながら運用していくNHKの方針から、「請求することができる」と規

定します。割増金の対象となる具体的な不正として、解約と免除を虚偽の内容で届け出ることを規定します。また、受信契約の申込み期限を過ぎた場合の割増金について、割増金の対象期間や、地上契約をされている方が衛星放送の受信設備を設置された場合も適用されることを規定します。割増金の倍数は、改正省令で定める上限の2倍と規定します。第12条の2において、延滞利息も割増金と同様に「請求することができる」と規定します。付則において、変更規約の施行以前の受信機設置者の割増金の取扱いについて、契約申込み期限は「変更後の受信規約施行の翌々月末日まで」、割増金を請求する期間は「変更後の受信規約施行後の期間分」と規定します。

次に、その他の法令に関連する変更についてです。

第2条において、受信契約を締結する必要がない場合について、「事業所等住居以外」の場合を規定します。第4条において、「契約の成立時期」について、2017年の最高裁大法廷判決を踏まえ「受信機の設置者とNHKの双方の意思表示の合致の日に成立する」と規定します。

そして、割増金と関連しない、その他の変更事項についてです。

第6条において、支払い手段の多様化対応として、継続振込による支払いを紙の払込用紙以外でも行えるように、払込用紙が電磁的方法により提供される場合を含むことを規定します。第13条の2において、個人情報保護法の改正に伴う対応としてガイドラインの告示日・番号等を変更します。第7条において、用字の整理を行います。

割増金に関する受信規約素案の内容について説明します。改正放送法では、「不正な手段により受信料の支払いを免れた場合」と「期限までに受信契約の申込みをしなかった場合」に割増金を請求できることが規定されました。

「不正な手段により受信料の支払いを免れた場合」として、悪質性が高いと考えられる解約と免除の2点について、不正があった場合に対象となることを規定します。

解約と免除以外にも不正は考えられますが、その他の不正で割増金の対象とする場合には、悪質性などを総合勘案して、第3号の包括条項で対応したいと考えています。

「期限までに受信契約の申込みをしなかった場合」の申込み期限を、「受信機の設置の翌々月の末日まで」として、期限が過ぎた場合に「請求することができる」と規定します。2～3か月の申込期間があれば十分に申込みいただくことができ、NHKからも申込みを促す等の必要なお案内が可能であると考えています。なお、地上契約をされていて新たに衛星放送の受信設備を設置された場合も、申込み期限を過ぎた場合は割増金の対象となります。

割増金の額ですが、国内類似法制度の水準や公平負担が実現されることを期待して導入された制度であることを踏まえて、改正省令で定める上限の2倍と規定します。

なお、受信規約付則の第1項で施行日を2023年4月1日と規定しています。

本件が了承されれば、本日開催の第1409回経営委員会に諮ります。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日開催の第1409回経営委員会に諮ります。

(5) 「ITマネジメント委員会規程」および「情報システムの開発プロジェクトに関する運営規程」の改正について

(情報システム局)

「ITマネジメント委員会規程」および「情報システムの開発プロジェクトに関する運営規程」の改正について、審議をお願いします。

ITマネジメント委員会規程の主な改正内容は2つです。

1つ目は、IT投資戦略策定の体制を定め、IT投資に関する責任を明確化することです。

2つ目は、現在のITマネジメント委員会を「IT連絡会」と名称変更し、情報システムに関わる活動の周知・連絡の場として継承することです。

また、関連する「情報システムの開発プロジェクトに関する運営規程」も改正します。本規定のもとシステム開発プロジェクトのアセスメ

ントを実施してきましたが、ITガバナンスを担うデジタル業務改革室とリスクマネジメント室が中心となって対応することとします。

本件が決定されれば、2022年11月1日に施行します。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

2 報告事項

(1) 放送技術審議会委員の委嘱について

(児玉理事・技師長)

放送技術審議会委員の委嘱について、報告します。

増子宏氏（文部科学省文部科学審議官）を2022年10月1日付で新規委嘱しました。なお、柳孝氏（前文部科学省文部科学審議官）は本人からの申し出により、2022年8月31日付で退任されました。

(2) 考査報告

(考査室)

2022年10月5日までに放送した、ニュースと番組等について考査した内容を報告します。

国内放送番組では、ニュース13項目と番組54本、国際放送番組では、ニュース1項目と番組2本の考査を実施しました。

ニュースの主な項目として、北朝鮮が発射した中距離弾道ミサイルを受けて政府が2017年9月以来のJアラートを発信したことや、ロシアがウクライナ4州併合を一方的に宣言したことなどがありました。

放送番組では、動物の驚異の繁殖戦略を伝えたNHKスペシャル「命をつなぐ生きものたち」（総合 8月28日放送）や女性受刑者が絵本を読む声を録音しわが子に届ける、更生プログラムに密着したハートネットTV「堀の外のわが子を思って ―絵本を読みあう女性受刑者たち―」（Eテレ 9月12日放送）を考査しました。

地域番組では、とちスペ「たくさんの愛をこめて 白血病の少女がSNSに託したもの」（総合 栃木県域 8月26日放送）や、くまもとの風「リンが夢みたニッポンで ～最高裁に上告した技能実習生～」

(総合 熊本県域 9月9日放送)などを考査しました。

モニターフィードバック指標では、4月から8月までに放送した「レギュラー番組への道」を分析しました。総合評価第1位の「マエストロたちの晩餐会」は、有名すし職人3人のこだわりを紹介して、男性の圧倒的な支持を受けました。また、総合評価第2位の「再生できないホームビデオありませんか？」は家族の感動の物語を綴って、女性の高い支持を受けました。総合評価と詳細項目の相関関係からは、「取材や問題の掘り下げ」は総合評価との高い相関関係が見られました。

国際放送では、エリザベス女王死去に関するニュース項目や、何がしかの生きづらさを抱える若者がそれを強さに変えて生きる姿を紹介する「Five Frames for Love」(日本時間9月17日、24日放送)を考査しました。

考査の結果、これら一連のニュース・番組は、放送法、国内番組基準、国際番組基準等に照らし、妥当であったと判断します。

(3) 放送番組審議会議事録(資料)

(メディア編成センター・国際放送局)

メディア編成センターと国際放送局から、中央放送番組審議会、国際放送番組審議会、地方放送番組審議会(関東甲信越、近畿、中部、中国、九州沖縄、東北、北海道、四国)の2022年7月開催分の議事録についての報告。

3 審議事項

(6) 第1409回経営委員会付議事項について

(経営企画局)

本日開催の第1409回経営委員会の付議事項について、審議をお願いします。

付議事項は、議決事項として「インターネット活用業務実施基準の変更について」です。また、審議事項として「経営計画の修正について」および「放送法改正等に伴う日本放送協会放送受信規約の一部変更について」です。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

2022年10月25日

会 長 前 田 晃 伸